

平成22年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成22年12月16日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第5号 塩尻市過疎地域自立促進計画について

議案第20号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費及び2項清掃費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第21号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第24号 平成22年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計補正予算(第1号)

議案第25号 平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

陳情12月第1号 ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情

陳情12月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

陳情12月第3号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

その他

国の補正予算に係る補正予算の概要

出席委員・議員

委員長	森川	雄三	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	金田	興一	君
委員	小野	光明	君	委員	中野	長勲	君
委員	古厩	圭吾	君	委員	白木	俊嗣	君
議長	塩原	政治	君				

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。委員の皆さんも、皆さんお集まりでございますし、時間になりましたので、12月定例会の総務環境委員会を開催させていただきます。それでは審査に入る前にですね、理事者からごあいさつありましたらお願いをいたします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。忙しい中、総務環境委員会をお開きをいただきまして、大変ありがとうございます。本日御審査いただく案件につきましては、塩尻市過疎地域自立促進計画、それから補正予算等々でございます。どうぞよろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。なお、私事で恐縮でございますけれども、初めての委員会でございますので、ぜひお手柔らかにお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

委員長 それでは本委員会の審査状況、今後の日程ですね、きょうの。詳しい日程につきまして、副委員長のほうから報告をしていただきたいと思いますのでお願いします。

副委員長 皆さんおはようございます。本日の日程を申し上げます。本日は委員会付託案件表に従い、協議を進めてまいりたいと思います。委員会審査終了後におきまして視察を予定しております。視察先は、社会福祉センター、そして塩嶺体験学習の家を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。視察につきまして、服装は平服でよろしいですけれども、革靴など汚してしまわないようにスニーカーまたは長靴など用意をしていただきたいと思います。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 それではこの11月にですね、人事異動された方、職員の方でおられましたら自己紹介をお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

委員長 御苦労さまでした。

それではただいまから議案の審査を行いたいと思いますが、議事の円滑な進行のために、ぜひとも皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

議案第5号 塩尻市過疎地域自立促進計画について

委員長 それでは議案第5号塩尻市過疎計画地域自立促進計画を議題といたします。説明を求めます。

企画課長 議案資料の12ページをお開きいただきたいと思います。塩尻市過疎地域自立促進計画につきまして、よろしく願いいたします。過疎地域自立促進特別措置法の一部が本年3月に改正されたことに伴いまして、有効期限が平成28年3月31日まで延長されたことに伴いまして、新たに塩尻市過疎地域自立促進計画を定めるものであります。

概要につきましては、過疎指定されております楢川地域の自立促進に関する基本的な事項、産業振興などについて定めるものでありまして、計画期間を法に合わせて平成22年度から27年度までの6年間とするものであ

ります。

計画内容につきましては、別紙塩尻市過疎地域自立促進計画によって説明を申し上げさせていただきます。この計画は、以前8月に全協で協議させていただいた内容でありまして、その後、県に協議をし同意を受けましたので、本定例議会に上程して決定をお願いをするものであります。計画の内容であります。まず目次をお開きいただきたいと思います。この計画につきましては、第四次総合計画や合併ビジョン、あるいは山村振興計画、地域福祉計画などの個別計画、また県の計画との整合する中で検討してきたものであります。計画の全体像であります。第1基本的な事項として、檜川地区の概況や地域の自立促進の基本方針で始まりまして、第2以降です。第9まで、これらがそれぞれの計画の具体的なものになります。それぞれの課題につきまして、現況と問題点、その対策、また具体的計画について定めております。

では第1ページをお開きいただきたいと思います。趣旨でございますが、この計画は、後段のほうに書かれているとおり過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規程によりまして、長野県過疎地域自立促進方針に基づいて、必要な事項を定めたものであります。対象地域は既に御存じのとおり、檜川地域を対象としております。

第2ページ、基本的な事項について申し上げます。檜川地区の概況として、自然的・歴史的・社会経済的諸条件の概要を記したものであります。前計画に追加したものとしまして3ページのほうになりますが、木曾平沢が重伝建に指定されたことに伴いまして、漆工町木曾平沢宿の町並みなど追加させていただいております。

その次の過疎の状況、(2)の過疎の状況であります。平成17年の国勢調査、ことし国勢調査の年でありますが、まだまとまっておりませんので、直近の平成17年の国勢調査の内容をもとに整合して、それらに関する数値や直近数値によりまして、見直しをさせていただいたものであります。

4ページのほうであります。人口及び産業の推移と動向につきましてですが、当地域の人口減少と高齢化、また漆器産業の衰退などについて、関連する内容について、こちらで整理させていただきました。5、6、7、8ページに至るまで、そのような状況の中で、平成17年までの数値を記させていただいた内容であります。

3の行財政の状況であります。厳しい財政状況であります。平成20年度の決算数値によりまして、記載をさせていただいております。したがって、20年度の経常収支比率等々の内容をこちらで精査させていただいております。

10ページをお開きいただきたいと思います。(2)の公共施設の状況でございますが、先般、全協のほうへも説明、協議させていただいたところではありますが、保育園の統合につきまして、後段のほうで追記をさせていただいております。11ページ等につきましては、その施設等の状況を付記させていただきました。

12ページであります。4地域の自立促進の基本方針につきまして、人口減少、高齢化を背景に後段のほうで、福祉・医療等の充実や交流人口の拡大、あるいは若者定住促進について掲載をさせていただいております。

13ページですが、(2)の自立促進の基本的方向、これにつきましては第四次総合計画等に沿った考え方で精査させていただきました。その後の3本柱として前計画同様です。安心安全の確立、また14ページの歴史・自然との共生、新たなまちづくりへの挑戦につきましては、前計画と同様とさせていただいたものであります。

15ページ、第2活力あふれる地域づくりの推進でございます。こちらにも具体的項目ごとに、現況と問題点、その対策、計画についてこちらから記しております。基本的な考え方は前計画同様、協働のまちづくりの推進について掲げまして、計画の中で16ページの4の計画でございます。既に終了した事業については削りまし

て、ふれあいのまちづくり事業補助金といったようなものを追記して、整理させていただいたところであります。

第3の産業の振興についてでございます。2の商工業・地場産業の振興、その対策等につきましてでございますが、19ページのところで具体的計画といたしまして、地場産業振興センター運営補助金あるいは商工業中小企業振興対策補助金ということで、考えられる事業をこちらのほうで設定させていただきました。現況、問題点等につきましては、権兵衛トンネルの開通、あるいは漆工町木曾平沢が重伝建指定というようなことで、あるいは道の駅整備ができましたので、そういったことで整理をさせていただきました。

第4交通通信体系の20ページでございますが、交通通信体系の整備、情報化、地域間交流の促進についてでございます。こちらにつきましても、先ほどの権兵衛トンネル等々のことで整理させていただきました。

それで3番の情報化の推進でございますが、こちらにつきましては、中ほどのデジタル化に伴いますCATV網の拡大を支援する中で難視聴地域の解消に努めてきているところではありますが、その共聴受信施設の改修が課題となっておりますので、それらをとらえた課題をこちらで整理させていただきました。

そして4の地域間の交流の促進であります。袋井市と姉妹都市の提携ができました。したがって、その部分をこちらのほうで整理させていただきました。

22ページのところで計画であります。中ほどの辺地難視聴施設改修整備事業補助金につきまして、こちらに設けさせていただいたものであります。

23ページの第5生活環境の整備につきまして、2の下水道事業の推進ができました。処理人口の普及率がほぼ100%となったことから、処理量の増加に対応した処理場の機能強化といったようなことを、24のその対策のところ整理させていただいております。あとは変わったような内容のところはございません。

26ページでございますが、第6の高齢者等の健康及び福祉の向上及び増進についてでございます。策定となりました地域福祉計画あるいは次世代育成支援行動計画ですか、元気っ子育成支援プランといったようなものとの整合や保育園の統合についての事項を整理させていただいております。

28ページの計画のところでは、したがって、現在課題としての、事業としての櫛川地区統合保育園整備事業、その下の廃止保育園の利活用、今進めているところではありますが、こういったことを課題として旗揚げさせていただいたものであります。

29ページになりますが、第7医療の確保につきましては、前計画同様、櫛川診療所の安定的な医療の確保を図ることを掲げております。

第8の教育の振興であります。30ページになります。全市的な取り組みと同様で、櫛川地区だけとらえた内容ではございませんが、学校、家庭、地域、あるいは関係機関等々と連携する中で、教育環境の充実支援をしていくといったようなことを掲げております。

計画の、31ページの計画のところでは、櫛川地区公民館施設整備、あるいは図書館分館の改修・整備、公共施設の整備等が課題ということにしておりますので、そういった内容で盛り込みさせていただいたものであります。

最後になります。第9の地域文化の振興等につきまして、こちらも前計画と同様に伝統的な地域の文化を傳承し、地域の活性化につなげていくことを掲げております。

計画には、2の計画の32ページの下のほうになりますが、こちらのほうには中山道施設整備といったような

ことも掲げさせていただいたものであります。

33ページのところになります。このほか今回の法改正の一つの内容であります。過疎債の対象範囲が、ソフト事業まで広がったものであります。拡大されました。過疎地域の自立促進特別事業分といった内容を33ページのほうへ設けさせていただきまして、地域振興バスの運営支援、あるいは槽川診療所の運営支援といったようなことを特に盛り込みさせていただいたものであります。この計画をもとに、今後具体的には実施計画、あるいは予算の上で検討しながら、最終的な段階は、過疎債を適用するためにこういった計画を整理しながら盛り込みさせていただいた内容でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは説明をいただきましたので、質疑に移りたいと思います。委員の皆さんから御質問、御意見等ありましたらお願いをいたします。

小野光明委員 まず13ページですね、上の表の見方を教えてください。

企画課長 12ページの過疎対策事業費の状況といったところで、それに続くものであります。法が3回改正と言うんですか、延期しております。当初の関係の法は、平成2年から平成11年分。その後改正して、延長して、平成12年から21年。ここまでが平成21年までの取り組みに関係したものであります。今回の計画としまして、全体事業の中で平成22年から27年分といった中でのものとして、それぞれの項目別にとらえていったのが事業費、そしてその中で過疎債として適用して、それを導入して取り込んでいきたいという中で、6億140万円を計画しているといったような内容でございます。平成17年から21年までの済みません、実績でございます。

小野光明委員 そうすると、実績とその上に平成22年から27年ってあるんですけど、この実績をもとにこれだけのことをやりますというのと違うんですか。ちょっとその辺がよくわからないんですけど。その実績の上に。

企画課長 実績としまして13億4,100万円、平成17年から21年まで取り組んできたということで、現在の法の中で実績としてとりまとめたものであります。

小野光明委員 そうすると平成27年まではこの実績分はできますよという意味合いなんですか、これ。

企画課長 計画につきましては、これをとらえて事項のそれぞれの、何ですか、後段の4のところですね。そういった計画のところ掲げさせていただいたものであります。

小野光明委員 そうすると平成27年までのですね、計画は出てるんですけど、この数字的なものが一切なくて、よく後でこの事業はいわゆる過疎対策でやってる事業だよというふうに出てくるんですけど、全体的なこのいわゆる平成27年までのですね、予算的にはどの程度になるというのが、そうするとないわけですね。これがいつもちょっと疑問に思うんですけど、どうなんでしょうか。

企画課長 計画としましては、これが過疎計画でありますので、実際じゃあ事業費はどれだけくらいでいくんだというものは、それぞれ実施計画や予算の中で具体的に移行していくものであります。計画として拾い上げてますのは第2以降ですね。その中で例えば16ページのところでは、計画としてふれあいのまちづくり事業補助金を今回計画の中に盛り込んでいるというようなことであります。あるいは産業の振興の上では、4の計画のところこういった事業を取り込んでいくよと。現この過疎計画の上ではこういったところでありまして、じゃあ具体的にどのような事業を計画しているかといったら、この計画をとらえたベースとなるおおむねの事業費

ってというのは、当然ながら全体計画の中ではとらえているというような。しかしながらこの計画の中には、そういったものでは一切ございません。

小野光明委員 ちょっと具体的に聞きます。29ページの医療の確保の関係が、ソフト事業で拡大でしたよね。その対策の中で、榎川診療所は福祉サービスや介護サービスの連携を強化するなど視野に入れとあるんですけど、両小野国保の関係があるのでちょっと聞きたいんですけど、こういうサービスの連携というのは、実は医療とですね、介護の法律の壁なんですけど、なかなか難しいというふうに聞いているんですけど、これ本当に連携強化していけるんでしょうか。

企画課長 いけるというって言うんですか、それぞれ前段に申し上げさせていただきましたが、それぞれの計画の中でこういった位置づけをしておりますので、個別計画の文言をこの過疎計画の中にぶれることなくですね、盛り込みをさせていただいております。それぞれの個別計画の中では、こういった考え方で進めていくということをお話しております。

小野光明委員 33ページを見ると医療機器整備事業ということで、結局その医療のですね、機器を買うことしかできないんじゃないかというふうにとれるんですけど、そういうことでいいんですか。

企画課長 具体的にはそれぞれ予算で、あるいは決算のところまで報告させていただいて、御審議いただいているような具体的な問題があるかと思えます。しかしながら過疎債と言うんですかね、全体の過疎計画の中でのとらえ方というのは、先ほど委員さんがお読みいただいたような考え方で、その中で何を取り込んでいくかって、その過疎債を意識した時に取り込んでいくかという考え方としましては、医療機器の整備というものをここで取り上げさせていただく。ただ、それじゃあ榎川診療所の問題が解決するかどうかってことはおっしゃるとおり、これだけでは解決しきれないものは、もう少し具体的なものはあるかと思えます。

小野光明委員 要はですね、両小野国保を通じて私もそれなりに理解をしているつもりなんですけど、大事なのはやはり福祉サービス、介護サービスとの連携強化をしていかないと本当大変なんです。市民環境部長はわかっていると思いますが、それをきっちりやってかないと結局使い道がなくて、医療機器更新しましたと。両小野国保もそうなんですけど、高い検査機器買って、それこそ年に何回使われてるかわからないみたいな話になってしまうので、やはりソフト事業で認められる場合には、しっかりですね、その福祉サービスと介護サービスの連携を本当に考えていかないと、私は大変だと思います。結果的に、お医者さんがこういう機器ほしんで買ってくれやと言われて買いましたと言っても、本当に必要なこういうですね、福祉と介護の連携をしないと、本当に大変なことになるとは思いますけど、どうでしょうか。その辺の詳しい部長さん。

市民環境事業部長 その機器の購入の面では、もちろん、何でもかんでもドクターの希望を受けているわけではなくて、やはり今おっしゃられたように、福祉、介護のほうのサービス等とも連携して、本当に必要なものかどうかというようなことは見極めをさせていただきながら、医療機器の整備事業を今までも進めてきていますので、ちょっと今、多分委員さんおっしゃられるところは、ハード的な面もあわせてのお話、両小野国保が、あそこをどういうふうにしていくかという中で、こういったことが議論になってきたりしていますので、それを今一番あれされてるのかなというふうにはちょっと私は思うんですけども、やはり医療は常に福祉だとか介護のほうのサービス等と連携させて、どうやってつなげていくかという意味では常に考えていることなので、そういったものをあわせた内容というふうには私は受けとめておりますけれども、その設備が整っているからといってね、で

なくて考え方の連携というふうにとらえているんですけども、答えにはなりませんか。

小野光明委員 なってないです。とりあえずわかりましたんでいいです。

白木俊嗣委員 所帯数だとかね、理解できないわけじゃないけどね、ただ問題はうちにはそれに準ずるようなところがあるよね。例えば今言ったような北小野だとかさ、そして小曽部のあれだとかね。そういうところだけが何か取り残されているような気がするだよね、この計画をすることはいいけど。それに準ずるような地域についてはどう考えていくわけ、これから。

企画課長 いろいろ本議会の中で古厩委員さんもおっしゃってた中で、その地域バランスだとかですね、いろいろな課題はあろうかと思えます。しかしながら過疎法の適用地であるか、あるいは塩尻市の中で過疎法が適用できたかという、そういう要件にはございません。今回、法の延長をされたことによって、法の中では2つの考え方がありまして、一つは新法の適用する人口の減少要件、もう一つは財政状況ということで適用となっているところ、そしてもう一つは、これは本市の場合なんです、合併前において過疎地域の指定が受けられていたところ、これを延長することができるということで、今回の要件としましては、小曽部や北小野がそういう要件の中に入るかと言ったら、そういう要件には入りませんので、今回の過疎計画は槽川地域だけしか当市の中では、この計画は策定の要件ではないということです。

白木俊嗣委員 だでおれは問題になるってことを言ってるわけさね。要はさ、委員長もそっちの出身なんであんまりうるさいことを言いたかないけどさ、よくまあうるさいことは平気で言うほうだで言わせてもらうけどさ。ただね、要するにある程度地域バランスを考えてやってもらわなけりゃさ、それじゃあ平成17年に合併してきてさ、いつも言うように今まで旧塩尻市内でもってね、皆さんから集めた税金がさ、そっちのほうへ集中的に投資してるじゃないかというような、そういう市民の見方があるわけさ。ただ過疎債って有利なもんでね、要するに補助率が全然違うもんでさ、それは理解するけどね。市民から見ればさ、それじゃあおれたちが納めた税金はみんなそっちへいってるじゃないかと言われりゃ、細かい数字をみんな説明してやらなきゃさ、理解できない部分ってのはあるわけだ。そしてましてやおれも前にもちょっと質問したけどさ、あそこの水道がね、もう老朽化してどうにもならないからって言ってさ、13億円からの予算を投じてね、それで整備するはいいいけどさ、整備してもさ、整備されたその水道水をじゃあ利用するかと言えさ、利用率はうんと低いじゃん。だからそういう矛盾が出てきてるわけさ。そういうものをね、ある程度もう皆さんに理解できるような説明していかなければさ。それじゃあ一地域だけがそうやってね、整備されりゃいいかっていう議論になるもんで。やはりその辺のところをね、皆さんもどう考えているのかさ。やはりその地域のバランス等を考えればね、そういうところまでやっぱり細かく手を差し伸べてやらなければさ、それはいろいろと不満が出てくる一番のもとになると思うだよ。

企画課長 おっしゃる、御指摘のとおりかと思えます。そういった中で地域のバランス、これはあくまでも計画でございまして、あくまでも計画というか、その計画に向けて予算づけしたりして、方向を見てくわけなんでしょうが。それはじゃあどこでやるかと言ったら実施計画でローリングしながら検証しながらやって、そして最終的に予算づけをしながら取り組んでいくという、そういった中では地域バランス、場合によっては今回奈良井宿が合併した時に観光地としての重要な位置づけであったから集中的に奈良井宿のほうはやったように、そういったタイミングも見計らって取り組んで検討していくってことかと思えます。この部分の計画が、じゃあほかの地域よりも集中的にどんどんどんどんいっていったら、そういったところも考慮しながら。ただその進め

ていく中では、時限立法としての平成27年度までの間というのがありますので、そういったものも見計らいながら検討していくというような内容かと思います。

白木俊嗣委員 平成27年までに時限立法でもってね、整理することはよく理解するけどね。理解するけどね、今、実施計画をローリングしながらやってるけどさ、これは永井議員の質問じゃないけどね、東幹線、西幹線にしたってね、整備することでもってもう全部できてるわけずら。できてるけどさ、金がねえ、あれがねえでもってさ、それがみんなすべて先送りになってるじゃん。だからこういうのを見るとね、やはりその地域バランスも考えて投資してさ、ある程度その投資効果が上がるようなものだったらいいけどさ、今言ったような水道みたいのね、投資効果が上がらないようなものだって出てくるじゃん、現に。だからこういうのをさ、その担当の皆さんがね、それなりきにみんなこういう意見があるからって、みんなつなぐような努力をすればいいけどさ、全然してない、言っちゃ悪いけどね。だでそういうところをさ、ある程度だれが見ても公平感を感じるようなね、やはりそういう計画を立ててもらわなければさ、おれはまずいと思うもので、まずいいし、そのあれも考えてね、やってほしいと思う。

委員長 答弁は。

白木俊嗣委員 答弁しろたって同じような答弁しか聞いたことないから。

委員長 ほかに。

中野長勲委員 今、私も白木委員の言うような北小野地区等を含めてね、そういう質問をしようと思ったけど理解はしました。でも当時北小野でも過疎債を使ったことはなかったかいね。

企画課長 北小野はございません。勝弦がですね、辺地ということで導入した経過はございます。

中野長勲委員 だから勝弦が辺地ということで、多分通路ですかね、あの時に使ったような気がするんだけど。そういったものに使えればね、今言う小曾部だとか日出塩だとかね、だんだんこれからね、そういうところも出てくるんだから、榎川地区が今回は対象になっているけれど、やはり有利な起債を得るにはね、そういった形で広げていったほうがいいじゃないかなと思うけど、今後はどうですか、そういうところは。

企画課長 現在の法の中では、市内においては辺地という指定は難しいと思います。具体的な話なんで日出塩の話をする、日出塩は立派に駅もありまして、公共施設からの距離的にも、おかげさまになんとか支障のないという法の中の基準は達しているということになります。小曾部地域においても、その基準に達しているところがあります。しかしながら、その辺地よりもやや下の部分を、やや下っておかしいですが、何ですか、厳しい生活の中で営まれている人口減少地域の部分は過疎という部分になるんですが、その過疎の部分の点を考えてみましても、その人口減少とか、当市の財政状況が大変好ましい、いい、いいってはおかしいんですが、結構な財政状況であろうかと思いますが、大変、今の法の中では難しいかなと思います。

中野長勲委員 やっぱね、地域地域によって温度差はあるものでね、そういった細かい数字的なこと、それから内容が、駅があるでいいわとかね、そういったことも必要かもしれんけど、やはり市民はそれじゃあ納得しないわけせ。そういつて見れば、片丘地区にしてみりゃね、電車も行っていないと、そういうようなことになっちゃうから。わかりました。今後はね、またこういった有利な起債が得れるような形で働きかけ、努力してもらいたいと思います。いいです。

委員長 ほかに、よろしいですかね。榎川地域でのみ過疎債が使用できるということで、この計画を立てると

有利な過疎債が利用できるということでありまして、もしこの計画を立てないとなるとですね、結局合併債使ったり、一般財源で手当をしなきゃならんというような場面も出てくると思いますので、そういう点では大変有利な条件でありますので、ぜひ歳出のほうは認めていただきたい。

白木俊嗣委員 委員長に説得されちゃった。

委員長 ほかにないようでありますので、議案第5号について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは議案第5号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費及び2項清掃費を除く)、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

委員長 続きまして議案第20号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 総務環境委員会に付託された部分についてを議題といたします。説明を求めます。

議会事務局次長 それでは歳出から御説明させていただきます。補正予算7号の20、21ページをお開きいただきたいと思います。まず1款議会費の関係でございますけれども、説明欄で御説明させていただきます。一番上の白丸、特別職給与費でございますけれども532万円余であります。補正理由でございますが、これにつきましては議員1名の自動失職分と、あと人事院勧告に伴います議員報酬等を減額するものであります。なお、人事院勧告及びその下の丸の一般職給与費につきましては、後ほど人事課長のほうから内容を御説明させていただきますので、お願いをしたいと思います。以上です。

人事課長 それでは21ページ以降の歳出全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしております。この人件費につきましては、補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括して御説明申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は省略させていただきますので、御了解、お願いしたいと思います。

人件費につきましては、今年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた改訂を行いまして、御案内のとおり、月例給及び期末勤勉手当の引き下げによりまして、給与全体を通しまして減額補正となっております。これに本年度の人事異動に伴いました内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものであります。なお、給与等にかかわります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員等の社会保険料につきましては、当初予算編成時よりも負担金利または保険料率がそれぞれ上がっていくため、基本的には増額補正をお願いしております。全体を通しましての人件費関連につきましては以上でございます。

庶務課長 21ページの一番下でございますけれども営繕修繕料でございます。このお願いする額でございますけれども、落雷によりまして本庁から総合文化センター、北庁舎等に内線電話を送っている回線に損傷が出たた

め、それを修理させていただいた経費でございます。76万7,000円でございます。よろしく申し上げます。

財政課長 それでは次のページをお願いいたします。一番上の4目財政管理費中報償費の市民公募債発行事業の購入者景品につきましては、市外購入者の特典といたしまして、ワイナリーフェスタ参加券について当初予算計上いたしました。この参加者数の確定によりまして15万4,000円を補正するものでございます。以上でございます。

市民課長 続きまして28、29ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費9目国民健康保険総務費でございます。3つ目の丸でございますけれども社会福祉事業繰出金につきましては、国保事務並びに国保税徴収事務に従事いたします嘱託員4人分の報酬及び社会保険料につきましては、特別会計への繰出金を減額するものであります。内容につきましては先ほどの人事課長の説明のとおりとなっております。議案第21号で改めて御説明をさせていただきます。

続きまして30、31ページをお願いしたいと思います。10目後期高齢者医療運営費につきましては、こちらにつきましても後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の補正でございますけれども、先ほどと同様に嘱託員1人にかかります社会保険料につきましては、特別会計への繰出金を補正するものであります。詳細につきましては、議案第25号で改めて御説明申し上げます。以上です。

健康づくり課長 それでは飛んでいただきまして、34、35ページをお願いしたいと思います。35ページの説明欄のほうでお願いと思いますが、中段、済みません、4款衛生費の1項保健衛生費になりますけれども、中ほどの白丸、保健衛生繰出金、この関係につきましてはただいま市民課長が申し上げました内容と同様のものございまして、国保榑川診療所への特別会計繰出金といたしまして、人件費の補正に伴います繰出金の減額でございます。この件につきましては後ほど議案第24号におきまして改めて説明させていただきたいと思っております。

その下の白丸、予防対策事務諸経費でございます。この関係につきましては、去る9月の補正で、日本脳炎の関係を定期接種として再開するというところで補正をお願いしたところでございますが、その後日本脳炎の2期分の定期接種が再開するということになりまして、2期分につきましては9歳から13歳未満が対象となりますけれども、この2期分が追加で再開になりましたことに伴います関係、それから新型インフルエンザワクチン接種事業の関係で、助成事業を実施するという国から指示がございまして、この2点の理由に伴います補正でございます。内容でございますが、1つ目の白丸、消耗品費、これにつきましてはワクチン代、それから個別の通知代ですとか、予診票の用紙代の関係の補正でございます。

それから下から2つ目の黒ボツ、個別接種医師委託料、この関係につきましては、日本脳炎の個別接種にかかりますところの委託料ということで、1,000人分の見込みで計上させていただいております。

それからその下、新型インフルエンザワクチン接種助成金でございます。これにつきましては新型インフルエンザワクチンの事業に伴います助成事業の関係でございまして、低所得者、住民税の非課税世帯及び生活保護世帯、この関係者につきましてはの予防接種につきましては、全額補助というふうな形になります。それと妊婦さんの予防接種、妊婦さんにつきましては2分の1の接種料金を助成するという内容でございます。なお低所得者に対します助成につきましては、国から2分の1、県から4分の1の補助がございまして、歳入として計上させていただいております。以上です。

生活環境課長 それでは次のページをめくっていただきまして、保健衛生費の7目の斎場費をお願いしたいと思います。斎場施設維持整備費、営繕修繕でございます。斎場の営繕修繕でございますが、バグフィルターの下部に灰キット、飛灰ですが、のキットの灰出し弁がございますが、そのこの損傷によりまして取りかえを行うものでありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次のページをめくっていただきたいと思います。次のページの上水道施設費でございます。簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、これにつきましては櫛川簡易水道、それから贛川簡易水道との統合による管路補修工事等の事業費確定による繰出金の減額です、ということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

消防防災課長 引き続き50、51ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費3目消防施設費でございます。こちらの補正につきましては財源の補正でございます、一般財源40万円を起債の許可に伴いまして、地方債に振りかえをして補正をお願いするものでございます。以上です。

委員長 以上ですよ、説明は。それでは説明をいただきましたので、これより質疑に移りたいと思います。御質問、御意見等ございましたらお出しただければと思います。

小野光明委員 23ページですね、市民公募債の関係ですけど、景品代がこれだけふえたということ、当初見込みよりもふえてということだと思んですけど、実際どうだったんですかね。予想と結果のほうを教えてください。

財政課長 こちらの景品につきましては、市外の方の特典ということで、購入者の方全員にはヌーボーワインを1本送るということで、既に送ってございます。市外購入者の枠につきましては、総額2億円発行のうち2,000万円、1割を限度として抽選で行いました。当初予算を組む段階です、10万円単位で200万円まで好きな金額で御購入できるものですから、2,000万円を平均で一人100万円という予想を立てまして、20人の景品で予算化をさせていただきました。ところが申し込みが10万円から200万円まで金額がバラバラになるものですから、平均で見ていた、100万円で見えていた20人よりも多くてですね、38の方が一応当選したということでございまして、ペアで贈る関係で当初40組で見てたやつを76になったものですから、その差額分を今回計上させていただいたというものでございます。

小野光明委員 この市民公募債は、今後どんなふうにしていくんですかね。これ一回きりなのか、また事業で対象としてやるのか。どんな方針なんですか。

財政課長 今回の市民公募債につきましては、要は市民交流センターの建設費の市債の合併特例債の一部について、市民の方を含めた一般の方から資金提供をいただいて、より自分たちの資金が充てられたことによって愛着を感じてもらおうというのが一つの目的でございますが、その資金調達手段のほかにですね、そういった住民参加の意識の高揚とですね、もう1点は先ほど市外の方の枠の拡大したそのブランド発信という、この2点を追加した要素で期待をしてあげたものでございます。したがって今後そういった適当な事業が出てればですね、その時点でまた考慮したいということでございまして、今のところ市民公募債を予定して、実施計画等で計画している事業についてはございません。

小野光明委員 今後体育館がどうなるかわかりませんが、近い将来になるのか、遠い将来になるのかわかりませんが、その場合はまたこの公募債は募集するということはあるのでしょうか。

委員長 ちょっと審議、我々のところとは違うもんですから、何ですけど、答えられますか。

財政課長 その時点でまた。

金田興一委員 今の関連ですけど、この市民公募債購入者にワインを贈られたわけなんで、これは私はいいいことだと思うんですが、ワインはいいいけれども送料がうんとかかって本当に酒をもらったほうは、例えば仮に1,000円のワインだったら送料が幾らかかっているのか、ワインと似たくらいかかっているんじゃないかというようなことを言ってきた人もいるんですが、実際はどうなんでしょうかね。

財政担当係長 一応送料につきましては、ゆうパックを使わせていただいておりますけれども、今回につきましては大体一人あたり、市内とかあとは県外分で若干違いますけれども、おおむね400円弱というのが1本あたりの額になります。

小野光明委員 35ページの日本脳炎の予防接種の関係ですけど、今までついてなくて、日本脳炎の予防接種の経過というのはどうなっていたんでしょうか。ちょっと説明してください。

健康づくり課長 5年ほどワクチンの安全性等の点検のために定期接種から外れていた経過があると思えますけれども、担当の係長のほうから内容を。

保健予防係長 平成17年の5月だと思いますけれども、ワクチンの副反応問題がありまして積極的勧奨を中断しました。その後も希望者にはまああ打ってたんですけれども、個人通知をして勧奨するのをやめてたんですけれども、ことしの6月ですかね、1期の新しいワクチンが去年できまして、副作用の少ないワクチンができたのを、それを再開するということで、ことしの6月あたりから3歳1期の再開が始まりました。積極的勧奨が始まりました。今回2期の9歳から13歳の方の積極的勧奨じゃないんですけれども、1期を打てなかった子たちの1期、2期、国から出ましたので、それを再開することになりました。

小野光明委員 済みません。積極的勧奨ってどういう意味かわからないので説明してください。

保健予防係長 積極的勧奨ってというのは、個人通知をしてぜひ受けてくださいって勧めるのを積極的勧奨と言いますけれども、定期接種から外れたわけではないんですけれども、希望者にはずっと打ってきていました。個人通知をして受けてくださいってのをやめていたわけです。それまでは2期の方は、平成17年までは小学校で集団で打ったりしてたんですけれども、それも全部やめて希望者に個別接種っていうのを実施してきました。

小野光明委員 やめてた間は、日本脳炎の流行っていうのか、患者数っていうのはどうだったんでしょうか。

保健予防係長 その間のことは、現在全国でも年間10人くらいの発症しかないということで少ないんですけれども、ただ、豚の抗体価っていうのが関係しているってということで、豚の抗体価も県内でも、県内っていうか、長野県の近隣のところへもあがってきてるので、全然危険性がないってということではないです。

小野光明委員 その10人というのは全国ですか。県内、市内、全国。

保健予防係長 全国です。

副委員長 そのワクチンに関してですけど、日本脳炎、5年間積極的勧奨をしていなかったのも、その間に対象になっていたお子さんがワクチン接種を受けていないってことがあるんですが、その未接種のお子さんの方への対応はどうなってるか教えていただきたいと思います。1期と2期があるので、現在7歳ごろから9歳の子供さんと、13歳、14歳の子供さんが5年間実施されていなかった間の対象になる子供さんだと思うんですが、わかりましたら教えてください。

健康づくり課長 担当係長のほうから。

保健予防係長 積極的勧奨をやめた間は、お母さんの判断で旧ワクチンでもいいっていう方は打っていたんです。ただ、ずっと待っていたっていうお母さんたちもいて、ことしから再開したので、ことし打てないと年齢を過ぎちゃう方、小学校6年生と保育園の年長さんには個人通知を出して、今回10月1日から2期を再開したんですけれども個人通知を出して、受けていただくように勧めました。それでもまだ打たない13歳過ぎちゃったお子さんとか、7歳から9歳までのお子さんについては、国のほうで何も出てないんですけれども、国のほうで救済をするかどうかっていうのを今検討しているようですので、国の動向を見て考えていきます。

委員長 ほかにございませんかね。ないようですので、議案第20号平成22年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)につきましては、原案のとおり。

小野光明委員 歳入をやってないよ。

委員長 失礼しました。まことに申しわけございません。ちょっと10分間休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 それでは休憩を解いて再開をします。先ほどは失礼をしました。それでは歳入に関しましての説明を求めます。

財政課長 それでは歳入と第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正について説明させていただきますのでよろしくをお願いします。まず歳入からお願いいたします。12、13ページをお願いいたします。地方交付税中普通交付税につきましては、今回1億8,648万6,000円を充当するものでございます。

国庫支出金中自立支援給付費負担金7,833万7,000円につきましては、障害福祉サービス給付費の国の負担分で負担率は2分の1でございます。この件の負担金が15ページにございますのでごらんください。上から3つ目の3,916万8,000円でございます、県の負担率は4分の1でございます。

13ページのほうにお戻りをいただきまして、子ども手当負担金のマイナス1億415万4,000円につきましては、子ども手当の支出見込額の減に伴い減額補正するものでございます。

生活保護費負担金3,616万5,000円につきましては、生活保護世帯の増に伴う給付費の増額補正に伴うものでございまして、国の負担率は4分の3でございます。

次の社会資本整備総合交付金につきましては、広丘東保育園分で5,050万円の減額でございますが、社会資本整備総合交付金につきましては、平成22年度から旧まちづくり交付金が事業仕分けにより廃止をされましたが、継続するまちづくり交付金事業につきましては、同じ条件でこの社会資本整備総合交付金に統合されたものでございまして、本年度当初の内示段階では、この事業に対する交付金についても、ほぼ当初予算額どおりの内示でございました。しかしながらその後の交付申請の段階になりまして、急遽、当初計画した総額の額の範囲内で頭打ちになるということで、今まで塩尻市で実施してきた事業分が先食いをして多いということで、その分、多い分は減額となるという連絡がございまして経過を見てまいりましたが、復元をされないということから、今回この分を減額補正するものでございます。なお、この不足分の財源充当といたしましては、19ページをごらんいただきたいと思います。市債でございます。一番上の社会資本整備総合交付金事業債、こちらで充当可

能限度額3,730万円を充当するものでございます。

13ページのほうにお戻りいただきまして、地域介護・福祉空間整備等交付金90万円につきましては、グループホームの火災報知器整備に対する補助金でございまして、1基30万円の3基分でございます。

次の社会資本整備総合交付金につきましては、塩尻駅周辺整備で、駐輪場、駅前公園、観光センター分で、1億4,170万円の減額でございますが、これも先ほど広丘東保育園と同じ理由により減額補正するものでございまして、この不足分の財源充当といたしましては、市債を充当してございますので19ページのほうをごらんください。商工債の1つ目のポツ印の合併特例事業債で、充当可能限度額の1億3,250万円、こちらを充当するものでございます。

13ページに戻りまして、優良建築物等整備事業補助金840万円につきましては、大門銀座通り地区優良建築物等整備事業にかかわる補助金で、補助率は3分の1でございます。これの県の補助金が17ページにございますので、こちらのほうをごらんください。上から2つ目の252万円でございまして、補助率は10分の1でございます。

13ページにお戻りをいただきまして、暮らし・にぎわい再生事業補助金(大門一番町地区)860万円につきましては、市営立体駐車場の防火シャッター整備にかかわる補助金でございまして、補助率は補助基本額の5分の2でございます。

次の社会資本整備総合交付金(道路)のマイナス990万円につきましては、吉田原通線の減額分でございます。

次の社会資本整備総合交付金(塩尻駅周辺地区)につきましては、広丘西通線、平出一里塚線、大門高出線、郷原大門線分で7,270万円の減額でございますが、これも先ほどの広丘東保育園と同じ理由により減額補正するものでございまして、不足分につきましては市債を充当してございます。19ページをごらんください。土木債の道路橋梁債の合併特例事業債3,960万円と、その下の都市計画債の社会資本整備総合交付金事業債(塩尻駅周辺地区)2,330万円を充当するものでございます。

14、15ページをお願いいたします。広丘小学校施設整備交付金2,547万1,000円及び補助金804万5,000円につきましては、広丘小学校屋内運動場にかかわる補助金でございまして、いずれも補助単価の増による補助基本額が増加になりまして、増額となるものでございます。この関連で市債も増額になりますので、19ページのほうをごらんください。下から2つ目の7,120万円でございますが、先ほど申しました補助基本額全体がふくらみますので、それに伴う市債の限度額も増額となるものでございます。

15ページにお戻りをいただきまして、県補助金でございまして、障害者自立支援対策特別対策事業補助金739万1,000円は、対象事業所の増に伴う事業運営安定化事業補助金分の増額が主な内容でございます。

次の介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金540万円は、グループホームの開設準備の補助金でございます。

新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業補助金につきましては、先ほど御説明がありました昨年度に続きまして国庫補助事業での実施が決定をいたしましたので、補助率4分の3でございますが470万円を補正するものでございます。

緊急雇用創出事業補助金42万3,000円につきましては、空き店舗状況調査事業調査業務委託に充当するものでございます。

中山間地域等直接支払交付金39万2,000円につきましては、協定集落の面積確定に伴い補正をするもの
でございます。

農地利用集積交付金40万円につきましては、農地利用集積円滑化にかかわる補助金でございます、市農業
公社へ補助するものでございます。

次のページをお願いいたします。市街地再開発事業補助金(塩尻駅南地区)の1,128万円につきましては、
県において10分の1の補助率が認められたことによりまして、限度額、補正前につきましては限度額により、
3,333万円で計上していた補助金に10分の1の補助が認められたことによりまして、1,128万円を追
加補正するものでございます。

一つ飛びまして財産収入でございますが、市有地売払収入6,936万7,000円につきましては、当初予
算では認定外道路と奈良井公民館用地の売払収入として、2,580万円を予算化しておりましたが、駅南市街
地再開発事業に伴う市有地売払分で7,242万1,000円が収入となりましたので、現時点での収入総額に
合わせ補正するものでございます。

次の社会教育費寄付金20万円につきましては、国際ソロプチミストから児童図書充実のため御寄附をいた
だいたものございまして、今回図書館の図書購入費に充当をしております。

次に諸収入でございますが、農業者年金受託手数料6万7,000円は、額の確定により補正するものでござ
います。

保証料補給金返還金1,000万円につきましては、中小企業融資斡旋保証料補給金の返還金でございます。

スポーツ振興くじ助成金107万4,000円につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターに申
請をしておりますが、ぶどうの郷ロードレースの助成金が交付決定となったため、補正するものございま
す。

次のページをお願いいたします。市債でございますが、社会資本整備の広丘東保育園につきましては、先ほど
国庫補助金のところで説明をさせていただいたものございまして、以下補助金に関連して、先ほど説明した
以外のものについて御説明をさせていただきます。

地域活性化事業債(国土保全特別対策)につきましては、農業用水路改修等の整備工事に対する市債でござ
いますが、起債対象事業費の増に伴い20万円を増額するものでございます。

一つ飛びまして、一般補助施設整備事業債(塩尻駅南地区市街地再開発)につきましては、特定財源として、
先ほど県の補助金が増額になりましたので、これに伴いまして市債のほうを850万円減額するものござい
ます。

次の大門銀座通り地区440万円につきましては、大門銀座通り地区優良建築物等整備事業にかかわる市債で
ございます。

一つ飛びまして、社会資本整備総合交付金事業債(道路)は吉田原通線分でございます、補助基本額の減額
に伴いまして、760万円を減額するものでございます。

一つ飛びまして、防災対策事業債につきましては、起債対象事業費の増に伴いまして40万円を増額するもの
でございます。

一つ飛びまして、地域活性化事業債(学校夜間照明改修)につきましては、洗馬小学校のグランド照明整備に
対する市債でございますが、当初予定していました市債の充当率が75%から90%に変更になったことに伴い

まして、140万円を増額するものでございます。歳入につきましては以上でございまして、続きまして5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。これにつきましては、保育園の給食調理業務委託につきましては、来年度はみずほ保育園、大門保育園、高出保育園については更新でございまして、広丘野村保育園につきましては新たに業務委託をいたしますが、来年度4月から実施するための準備が必要となることから、入札、契約行為を事前に行うため債務負担行為を設定するものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。先ほど歳入のところでも御説明させていただいた内容のとおり、それぞれの限度額の変更及び追加するものでございますのでお願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは質疑に移りたいと思います。委員の皆さんから質問、御意見等ございましたらお願いをいたします。

白木俊嗣委員 さっきの歳入の関係でもってね、幾つかこう減額になったりしたのあるじゃんね。こういうのは当初の段階でもって、先に言ったやつはわからんの。

財政課長 これは全くわからなくてですね、予算段階でも、要は県を通じてとかですね、この旧まちづくり交付金の関係については、どんどんやれということで、できるところでどんどん充当してやってきております。それが事業仕分けで社会資本整備総合交付金に統合されてですね、恐らく推測ですが、国のほうで枠を当初申請した額でもって、多分枠を取ったということで、それは県のほうでもやはりつかんでなかったらしくてですね、内示の段階では、4月の内示段階では当初予算ほぼ額どりの内示があったわけでございます。その後申請したところ、いやこれは今までの総額でということで、市のほうもびっくりをしていたところでございます。そんな状況でございます。

白木俊嗣委員 事業仕分けにもさ、存否だなんだかんだ言ってね、みんなもとへまた戻ってきてるけどさ、そういう復活というのはないだろうか。今までまちづくり事業はね、結構いろんな事業に該当してるじゃんね。そういうようなのは出てこないわけ。

財政課長 そういったことで期待して今まで待っていたわけですが、決定になってきておりますので、ここで補正をさせていただく。

小野光明委員 関連で。そうするとこの旧まちづくり交付金の関係は、特に中心市街地は今後も予定されてるんですけど、来年度以降はまた相当影響があるという考え方ですか。

財政課長 多分影響があると思っております。

小野光明委員 そうすると、今回もいわゆる起債で対応してるんですけど、そうすると新年度も同じように起債で対応していく方向ですか。

財政課長 継続事業につきましてはその予定でおります。ただ新規事業につきましては、ちょっと考えざるを得ませんので、新規事業についてはまた予算編成の中で検討をしてみたいと。

小野光明委員 この社会資本整備総合交付金っていうのは、来年度以降あって、いわゆるまちづくり交付金は一切なくなってしまうという今のところの方向なんですね。

財政課長 そういうことです。統合されたということでございます。

古畑秀夫委員 同じ関連で。結局先食いで予想したよりも、結局起債どのくらい計ではふえちゃったということのわけですかね、合計では。

財政課長 総額でどのくらいというか。

古畑秀夫委員 それだで予想、予定してた部分よりどのくらい増になっちゃったのか。これちょっと数字、ちょっとわかりづらい。

財政課長 2億6,490万円です。

小野光明委員 19ページの地域活性化事業債、これは交付税措置されるパーセントでしょうかね。75%から90%に上がったということなんですけれどもその理由を教えてください。

財政課長 当初計画した起債のほうがですね、制度改正によりまして75%から90%に変更になったものでございます。それとですね、制度変更に伴いまして交付税措置がございましたが、制度改正によりまして交付税が30%措置されるという制度に変わったものでございます。予算編成の段階ではその制度改正はきておりませんでしたので、ここで変更させていただくものでございます。

小野光明委員 75%から90%っていうと15%ですね。あと5%分はどういうことなんでしょうか。30%が交付税措置されるということで、残り5%ですね。

財政課長 起債の充当率が90%でございますので、例えば100万円の事業でございましたら、起債が充当率75%ですと75万円、今回は100万円に対する充当率が90%ですので90万円が借りれるということになります。その90万円、借りた90万円の30%の27万円が交付税措置対象、償還時に。以上でございます。

小野光明委員 その制度変更によってそうなったということなんですけど、そもそも制度が、いわゆる学校施設とか教育分野はそれだけ手厚くしたという考え方でいいですか。

財政課長 その辺はちょっと国の考えでわかりませんが、地域活性化事業債につきましてはそういった変更があるという事実でございます。

小野光明委員 そうするとこれはどういった分野に手当できる事業債ということですか。

財政課長 担当係長のほうからお答えさせていただきます。

財政担当係長 地域活性化事業債につきましては、基本的にはエコの関係。今回の夜間照明につきましては、電球の種類を要は高効率の列に変えるという形のエコの関係に充当ができるという形になっております。あと、そのほかには環境の向上、あと自然環境保護、あるいは地域資源活用事業等に充当できる国土保全事業でございますけれども、そういうところで農地環境の整備、そういったものにも使われているという形になっております。

財政課長 追加でちょっと補足説明をさせていただきますが、13ページ一番上に普通交付税がございます。今回、国の緊急経済対策で5兆900億円規模の補正がされました。その中にですね、普通交付税の増額が含まれておりまして、これにつきまして内示、交付決定がございまして、塩尻市には1億630万円が追加で交付決定となりました。12月に一応交付ということで、これは異例なことございまして、普通交付税は当初算定でございますが、今回の追加経済対策の関係で、その分が増額になっておりますので、一応報告をさせていただきます。

小野光明委員 そうすると国政で最終日に追加するのは別という、この中にもう入っちゃってるということですか。

財政課長 普通交付税につきましては、地方固有の財源で一般財源で使えますので、一応それで入ってきたので充当、どこで充てるかっていうのは自由でございます。

副市長 この中に入っているかどうかというの。

財政課長 今回は、要は色はありませんので40億円なり50億円、普通交付税があるうちの分を充当しているということでございますので、総枠から言えば一応入っているという形になりますけれども。

総務部長 これとは別ですのですね。今回普通交付税がふえた理由は国税がふえたと、増税になったのが一つ。それから雇用対策と地域資源活用臨時特例費の単位費用とかですね、交付税算定する分の単位費用等、補正ケースの見直しによって、今言った塩尻市では1億630万円ふえたということです。細かいことを言うと調整率とこのを使いますけれども調整率を戻す、要はなしにするということで、これで1,000万円ばかりふえますし、今言った補正係数とか単位費用の見直しによって1,500万円ばかりふえますのであわせて1億円ふえと。それで、最後に追加提案させてもらうのはまた別のあれですよ、交付金ですので、これとは違うというふうに御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

小野光明委員 そうすると整理すると、先ほどの1億630万円っていうのは、今回の1億8,600万円に入っていて、最終日にはまた別の補正があるという。

総務部長 今言ってるのはあくまでも普通交付税だけですので、普通交付税が今言った1億630万円をふえてきましたので、本市への普通交付税の決定額は、52億2,397万1,000円です。52億2,397万1,000円になります。それで、当初に48億円見えますので、だんだん補正ごとに引いてきます。それで今回は1億8,648万6,000円引きますので、そうすると普通交付税として留保している財源は、8号まだ出てませんけれども、それを含めて約1億2,800万円ほどまだ残るといふ財源移譲をしてるといふことになります。それで、22日に追加提案する額は、今言ったように交付金のほうですので、これとは関係なく、また国からくると、こういうことです。

委員長 よろしいですかね。ほかにございませんか。それではないようですので、議案第20号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 議案第20号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

委員長 次に議案第21号平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第21号平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。この補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億8,309万4,000円とするものであります。事項別明細書により歳出から御説明を申し上げますので、9、10ページをお開きいただきたいと思っております。歳出につきましては、1款総務費のいずれにつきましても、先ほど議案第20号で人事課長から御説明申し上げました嘱託員の報酬並びに社会保険料の調整にかかります補正となっております。なお、1項総務管理費につきましては、嘱託職員

3人分、2項徴税費につきましては1人分となっております。

続きまして歳入の御説明を申し上げますので戻っていただきまして、7、8ページをお願いしたいと思います。ただいま歳出で申し上げました補正金額につきまして、一般会計からの繰入金を減額するものでありますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

委員長 それでは質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それではないので、議案第21号について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 議案第21号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 続きまして、議案第24号平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 それでは議案第24号国保榑川診療所特別会計の関係でお願いいたします。この会計の補正につきましては、歳入歳出それぞれ21万2,000円を減額いたします。その結果、それぞれ1億228万7,000円とするものでございます。内容につきましては、先ほど来、人事課長から説明させていただいてあります人件費の補正に伴うものでございます。歳出につきましては9、10ページ、それから歳入につきましては7、8ページのほうでお示ししてございます内容のとおりでございます。以上でございます。

委員長 質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、議案第24号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 議案第24号については全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

委員長 続きまして、議案第25号平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第25号平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。この補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万8,000円を追加し、総額をそれぞれ5億4,670万8,000円とするものであります。歳出につきましては9、10ページに記載してございますが、先ほど来の説明と同様でございます。嘱託員1人分の社会保険料につきまして追加をお願いするものでございます。戻っていただきまして、7、8ページにつきましては、先ほど申し上げました歳出予算1万8,000円につきまして、一般会計からの繰入金を充用するものであります。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行いたいと思います。

小野光明委員 ちょっと補正とは関係ないんですけど、後期高齢者医療が平成25年度から変わるということ

なんですけど、全体でこれを見れば、これだけの額が、5億4,000万円ですか、かかっている中で、今後平成25年度以降はどうなっていくのか、わかっている範囲で結構ですので説明してください。

市民課長 細かい資料を持っていないものですから概要で済みませんけれども、国のほうで現在検討をしております、この20日に最終まとめの報告がある予定になっております。それを受けまして来年早々の通常国会に法案を提出されまして、2年間の準備期間を経て平成25年度に新制度がスタートするということであります。概要につきましては先の全協でも御説明申し上げてございますが、現在の後期高齢者医療に入っております75歳以上の方の約8割の方が国保制度になってくるという形になっております。現在、この後期高齢者の予算の多くは保険料を徴収しまして、その分を経年分の加算をしまして、県のほうで広域連合に丸々納めていくというのが主な内容になっております。事務としては県の広域連合で行っておりますが、今度新しい制度になりまして、今度は国保になりますので、国保のほうで世帯主に対して徴収をいたしますので、そちらのほうでまとめて75歳未満の方も、75歳以上の方も1つの世帯として徴収をいたしまして、75歳以上の方の保険料につきまして、今の予定では県が運営主体になるという予定になっておりますけれども、県のほうに負担金、保険料として納めるという形になりますので、一端は国保の特別会計で受けるという形になってこようかと思っております。その後、給付の関係とか財政運営につきましては、県のほうで運営、あるいは窓口業務につきましては、市町村で行うということが平成25年度からのスタートという形で、現在の予定ではそれから5年経ちました平成30年度から全年齢を対象としまして、県単位での統一化をしていきたいということであります。なお、保険料につきましては、25年度以降につきましては、県内統一的な金額を出しまして、同じ県内で同じ所得の人は同じだけ保険料がかかるという形での制度に統一化になってくるというふうになっております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。ないようですので、議案第25号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第25号については全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。以上で当委員会に付託をされました議案すべて終了ということであります。大変御苦労さまでございました。

陳情12月第1号 ILO看護条約・夜業条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情

委員長 続きまして、総務環境委員会に付託をされました陳情の審査を行いたいと思っております。当委員会に付託された陳情は全部で3件であります。ここで職員の皆さんには適宜退出をしていただいて結構でございますので、よろしく申し上げます。

それでは陳情、平成22年12月第1号ILO看護条約に基づき、医療・介護労働者の大幅増員と夜勤改善を求める陳情についてを審査いたします。事前に文書が配布をされておりますので、朗読は省きたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それでは委員の皆様から質問等お出しいただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては平成20年の12月に似たような感じの陳情ということで、趣旨採択がされているということであります。皆さんの御意見等をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

小野光明委員 済みません。ちょっと質問なんですけど、ILOの看護条約ってどんなものなんですか、済みません、説明をちょっと、中身がよくわからないので。

委員長 その点どうですかね、わかる方おられますかね。ちょっとわからんね。

いわゆる看護師さんが少ないと言いますか、そういう中でふやしていただきたいというようなことと夜勤のいわゆる勤務に対する、ふやすことによって緩和をしてほしいという、そんなような意味じゃないかと思うんですけど、いかがですかね。前回の趣旨採択の場面は事務局であれかい、どんな感じだったかわかりますか。

議事調査係長 ちょっとお時間をいただきたいと思います。

委員長 ちょっと前回とはね、少し違うようだね。どう。いかがいたしますか。

金田興一委員 正直言ってね、これは看護条約なもんだから、これはこれで見れば考えていることはわかるんだけど、ほかの労基法だとかいるんな、まだそこまで勉強できてませんので何とも言えないので。前回趣旨採択っていうなら気持ちはわかるけれども、ちょっと私とすれば踏み込んだ意見が言えないというのが現状です。

委員長 趣旨採択でっていう意見ですか。

古畑秀夫委員 私あまり細かく勉強してないんですが、いずれにしても看護職員の声は労働条件の改善というようなことで、中身的にそんなには問題ある中身ではないと思いますけれども、少し全体が理解しない中でえらい判断するのもどうかと思いますので、継続で少し勉強するとかしてもらったりしたほうが良いような気がするけれど。

金田興一委員 前回どうなってる。

委員長 前はね、ちょっとニュアンスが違います。介護の関係で、平成20年にやってるのは、

継続という御意見が出ておりますので、継続に対する採決をまず行いたいと思いますけれども、よろしいですかね。それじゃあ継続に賛成な方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

委員長 継続多数ということで、陳情第1号については継続審査ということにいたします。

陳情12月第2号 最低制限価格の設定に関する陳情

委員長 それでは続きまして、陳情、平成22年度12月第2号最低制限価格の設定に関する陳情についてを審査行います。これはあれですかね、財政課のほうで何か御説明いただくようなことはありますか。

財政課長 陳情のとおりでございますが、最低制限価格制度につきましては、塩尻市につきましては基本的に工事について適用しております、業務委託については適用はしてございません、状況といたしまして。ただ、建設業務の業務委託につきましては、予定価格の50%を下回るような場合については、調査というような形で実施しているのが実態でございます。以上でございます。

委員長 これはやっぱり平成21年の12月に似たようなものが提出をされておまして、市長へ向けをお願いをするというような意味からして、趣旨採択というようなことでされているようではありますが、いかがでしょうか。

金田興一委員 他市の状況は、

委員長 他市はいかがでしょう。先、じゃあ何かあります。他市わかる。

議事調査係長 陳情第2号の関係ですが、19市の調査結果でございますが、受理が6市ございます。採択が2市、継続が1市、審査前が3市となっております。以上です。

小野光明委員 工事の今、工事のみということなんですけど、この建設設計監理について他市はどうなってるかっていうのはわかる。

財政課長 9市、9市でございます。設計業務について最低制限価格を設けているところが9市、設けていないところが9市と。19市だで、1市。

小野光明委員 塩尻が抜けてるんじゃないですか。

財政課長 やってないほうが10市で、やってるほうが9市ということです。

委員長 これは市はやってる、ここはやってないわけだね。だで陳情が来たんだね。

小野光明委員 これは県と同じように予定価格の80%から85%というような設定をしてるんですか。

古畑秀夫委員 長野県同様って書いてあるで。

小野光明委員 他市がやってるけども、いわゆる県は80%から85%となってる似たような変動の改定になってるのか、その辺の率のところはどうなってるんですか。

委員長 そこはわかりますか。

財政課長 私どもの調べた結果ではですね、70%というのが1市、非公表されているところが3市ございまして、県の方式に準じているのは1市で、あと4市については市独自の計算方式ということで、ちょっと内容は教えていただいておりません。以上でございます。

委員長 いかが取りはからいますか。昨年の12月の場面では、議会として取り入れられるところがあればぜひ取り入れてほしいというようなことで市長のほうへも申し入れをしたと、ということで趣旨採択ということになっているようであります。いかがいたしましょう。

白木俊嗣委員 うちのリーダーとすればね、競争が原則だと今まで言ってきた経過があるからさ、あえて採択しななだっておれはいいと思います。

委員長 それは結構だと思います。

白木俊嗣委員 と思うけどね。

古畑秀夫委員 工事の関係は85%に塩尻市の場合はしているわけですよ。設計のほうは、設計関係の関係はそのようになっていないということで、また私も本会議の中でも確かにそういった競争入札ということもわからないわけじゃないけれども、あまりにも競争、競争になりすぎていて問題があるというのが、今いろんな部分で指摘をされておりますし、その企業もそこで働く人たちの労働条件なり賃金も保障されないみたいな部分も出てきているという状況の中では、これは85%に近く、これでいくと県の80%から85%という変動制というような形で幅を持たせてありますし、市の85%という工事の関係の最低基準の関係にほぼあわせていく意味では、趣旨採択というような形でいいんじゃないかと思えますけれども。

委員長 ほかに、いかがですか。それではただいま趣旨採択という意見が出ておりますので、これに対しましても趣旨採択をするか否かの採決をしてみたいと思えますがよろしいですかね。

それでは趣旨採択に対して賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

委員長では賛成多数ということで、本陳情に関しましては趣旨採択ということで、提出をさせていただきます。

陳情 12月第3号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情

委員長 続きまして、陳情平成22年度12月第3号国土交通省告示第15号の履行に関する陳情についてを審査を行います。委員の皆さんから御意見ございましたらお出してください。これに関しましても、昨年はこの第2号と一緒に陳情が出されたようであります。それだもんですから、結局は趣旨採択というような結果になっているようでございます。いかがいたしましょう。

古畑秀夫委員 これも今の陳情第2号と同じような内容であります。松本市もそういう方向で進められているということですので、趣旨採択でいいんじゃないかと思いますが。

小野光明委員 質問いいですか。ここにある下の依頼度の規定というのは何ですか。依頼度ってよくわからなくて、わかりましたら説明してください。

委員長 わかりますか。

議事調査係長 事務局のほうでちょっと手元にある資料なんですけれども、この報酬基準が定められておまして、そこには罰則規定というものが無いものですから、自治体を中心に実効性が上がらないのが実態だということでございます。それで、自治体内部の、例えば技術スタッフが、実際に設計をしていない設計の一部を手がけているということ、いわゆる依頼度というものがその報酬基準の中に盛り込まれておりましたが、今回国土交通省のほうで新しく制度改正がありまして、その依頼度の部分が削除したということなんですけれども、例えばその設計業務をする場合に全体を明示した上で、その中で発注者が委託しない業務、それが一部でもある場合には明記して、その部分を設計料から今度は差し引いてもいいよというふうに変わったわけなんですけれども、その依頼者が、そうですね、発注者が委託しない業務の部分を報酬としてもらってしまっていたというのが今までの法律で、その部分を今度は報酬として取らなくてもいいですよ。もし取る場合には、新しい委託契約書の中にそういうことをきちんと明記して、報酬を得てくださいというふうに変わったわけです。

契約係長 依頼度につきましては、発注者側が、その業務に対してお手伝いをする、資料云々を提供する、その発注業務で一部を手伝うということがある場合については、その分を割落としてもいいですよということでございます。それが、今1で計算、国土交通省はこれからは1で計算しなさい。そういうことを手伝うことによって0.98とか割落としてはいけないよというのが依頼度です。割引のことです。手伝うことによって、その業務が業者の負担じゃなくて、まるっきり100%じゃなくて、ある一部発注者側が情報提供とか資料提供をすることによって手助けをするという意味で割り引いていいですよというのが依頼度という意味でございます。

委員長 わかった。

小野光明委員 わかりました。いやいや、全然わからなかったです。

委員長 趣旨採択の御意見も出ておりますので、これに対して採決をしたいと思っております。趣旨採択でよろしいという方は挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

委員長 それでは趣旨採択に賛成多数ということで、陳情第3号につきましては趣旨採択として提出をさせていただきます。

それではその他に移りたいと。以上で陳情に関しましてはすべて終了いたしました。大変御苦労さまでございました。

その他 国の補正予算に係る補正予算の概要

委員長 それではその他について、御報告をお願いします。

財政課長 国の補正予算にかかわる本市の補正について最終日追加提案させていただきますが、概要等についてまとめましたので御報告だけさせていただきますので、資料を配らせていただきますのでよろしくお願います。それでは簡略に説明させていただきます。一応まとめまして現段階で4億1,808万9,000円の補正規模でございます。内容につきましてはそれぞれ項目立てしております、地域活性化交付金「きめ細かな交付金」関係につきましては1億700万円余の状況でございます。

同じく地域活性化交付金のうち、主にソフト事業とされております「住民生活に光をそそぐ交付金」関係事業につきましては1,650万円。それぞれ県の試算で一応指示というか、内示というかあった額に若干上乘せをしてございます。と言いますのは入札差金等によりまして、額が実際予算額よりか当然減りますので、交付金につきましては100%充当したいということで、還付のほうを若干つけてあるという関係で若干ふくらんでおります。これが地域活性化交付金2本の関係でございます。

下の3本につきましては、国の経済対策の補正予算決定に伴いまして、各省庁から県を通じて各担当課のほうにこういった事業の要望調査がございまして、それに基づいて、一応内示あるいは予定がされたものについて今回上げさせております。社会資本整備総合交付金関係事業につきましては、主要幹線の舗装改良事業ということで4路線が一応内示をいただいております。事業費としては6,500万円。これは上の2本につきましては交付金で一括しますが、こちらのほうにつきましては交付金のほかにですね、補正予算債という基金が充当が認められておりまして、基本的に補正予算債については交付税措置が100%、実質的には一般財源の持ち出しがされているというものでございます。

その下の農業活性化緊急基盤整備事業関係、これにつきましては農業用排水施設改修事業でございますが、国の補助金と地元の負担金等で、これも市の基本的には負担額はゼロというものでございます。

最後に安全・安心な学校づくり交付金関係事業につきましては、実はこれまだ内示というか、予定の段階でございます。ただ予定されるものでございますので、一応計上する予定であります。内容的には広丘小学校の屋内運動場の、今あるほうの取り壊しの関係が、一応来年度予定されてたんですが、今年度前倒して国のほうの補助金もつくということで、先ほど言ったこれについては一応補正予算債が充当可能ということですが、ただ取り壊して整地で形に残らないものですから、起債の適正性があるかどうかということで、一応起債申請はさせていただきます。そのつもりで予算計上は財源を上げさせていただきますが、該当にならないというような場合には、最終その分については落とさせていただく、財源としてですね。起債の部分だけ落とさせていただく可能性はございますのでお願いいたします。

その下の宗賀小学校リニューアル改修事業、大規模改修事業でございます。平成23年度予定されてる部分でございますが、これも前倒してですね、一応財源的には起債を含めて整理させていただくという予定のものでございます。

したがいましてですね、上のきめ細かな交付金関係につきましては、すべて前倒しで、きめ細かな交付金事業につきましてはすべて平成23年度に予定した事業の前倒しでございます。光をそそぐの図書購入費も図書館の図書の一応前倒しでございます。あとこれについてはソフト事業がまだ不明なものですから、この光をそそぐについては、2年間基金に積むことができるという情報をいただいておりますので、とりあえず基金に積んでですね、適当な事業を今後検討してもらいたいというものでございます。これも100%ということでございます、以下の事業についても基本的には前倒しを行うものでございます。なお、きめ細かな交付金1億700万円の国の一応割り当てと言いますか、配付額につきましては塩尻市は9,307万円の予定でございます。それから光をそそぐはですね、1,631万8,000円でございますが、これは一次配分ということで、情報等見ますと、まだ半分しか配付されておられません。今後二次の、多分計画を上げた段階で国がまた県を通じて、計画を見ながら割り当ててくるということでございますので、追加になる可能性はございます。今のところそういった状況でございます、交付金関係もある情報の中で上げさせていただきました。特にプールとかそういった関係につきましてはこれで先、ここで補正組まさせていただきますことによりまして、何とか6月のプール開きに何とか間にあうんじゃないかといったそういった効果が期待されますので、ぜひお願いしたいというような事業を優先してあげてございます。今申し上げました、今ある情報の中で組んでおりますので、あと追加が国のほうから可能性もございます。こういった関連事業で追加される場合については、専決処分も視野に入れて対応させていただきたいと思いますが、大きな追加、変更等があった場合については、またできれば3月補正でやりたいんですが、緊急のものがあれば、またその時に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

市民環境事業部長 関連でお願いしたいんですけども、本会議の中で、山口議員さん、あるいは中野議員のほうから御質問いただいてました、子宮頸がん初め3種のワクチン接種の関係ですけれども、22日に県のほうから説明会が持たれて、その後に答弁させていただきましたように、この近隣の市町村で実施についての詳細を決めようということになっておりますので、今のこの追加提案のほうに間に合いません。それで医師会のほうでは2月1日スタートがいいじゃないかという御意見もいただいておりますので、既決予算の中でぜひ執行させていただきます、その後に3月補正で対象年齢等きちんと決まったところで、3月補正で御提案させていただこうというふうに思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

委員長 御説明いただきました件の、特によろしいですね、委員の皆さんから。またわからないことがありましたら、個々でそれぞれお聞きいただければというふうに思います。その他、ございますか。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞれ懸案事項を抱えておりますので、閉会中、何かありましたらよろしくお願いをいたします。

委員長 ただいま継続審査の申し出がりましたが、これについては御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をしておきたいと思っております。以上で当委員会に付託されました案件の審査をすべて終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告等の案文につきま

しては、委員長に御一任願いたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは理事者からごあいさつがあれば。

理事者あいさつ

副市長 提案いたしましたすべての議案につきまして慎重に御審査をいただきまして、すべてお認めをいただきまして大変ありがとうございました。審査の中でいただいた御意見につきましては、これからの行政施策の中で十分活かしてまいりたいというふうに考えています。大変きょうはありがとうございました。

委員長 以上で12月定例会総務環境委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時54分 閉会

平成22年12月16日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印